

令和元年度

第10回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和2年1月7日(火)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 10名 欠席委員 3名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	×	6	野間 保広	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	×	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	×	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	○			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

近藤正敏委員 田中健市委員 板井伸博委員

事務局職員

4名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 黒田 敏信
主 幹 伊藤 康輔
香々地分室長 大力 雅昭

会議に付した事件

- 議案第66号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について (農委処分)
- 議案第67号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第68号 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)
- 議案第69号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付 (案) について
- 議案第70号 非農地証明願について
- 議案第71号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 (案) について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長	<p>皆さん、おはようございます。改めまして、新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、第10回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員10名、欠席委員3名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>ただいまから、令和元年度第10回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、8番：川野元委員及び9番：和泉委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第66号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>皆さん、おはようございます。明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第66号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1ページからになります。</p> <p>申請番号78番、所在が■■■■字■■■■番地で、地目が田で、面積が1,157㎡、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大であります。なお、申請地は■■■■さんと■■■■さんが1/2ずつ所有しており、今回、■■■■氏の持ち分1/2を受人に売買するものです。また、■■■■さんと■■■■さんは親子関係にあり、申請地を取得し、家族で同一経営を行うものであります。</p>

申請番号 79 番、所在が [] 字 [] 番地で、地目が畑で、面積が 5,976 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 80 番、所在が [] 字 [] 番地外 [] 筆で、地目が畑で、合計面積が 7,007 m²、渡人が [] の [] さん、受人が同じく [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 81 番、所在が [] 字 [] 番地で、地目が田で、面積が 671 m²、渡人が [] の [] さん、受人が同じく [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。この案件は渡人が高齢により管理ができなくなり、申請地の隣に住んでいる受人が譲り受け管理するということであります。

申請番号 82 番、所在が [] 字 [] 番地外 [] 筆で、地目が田及び畑で、合計面積が 1,425 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。なお、渡人と受人との関係性ですが親族になります。

申請番号 83 番、所在が [] 字 [] 番地 [] で、地目が田で、面積が 676 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 84 番、所在が [] 字 [] 番地 [] で、地目が畑で、面積が 458 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものです。この案件は申請地の隣地を受人の息子さんが購入し住宅を建てる予定で、息子と一緒に作物を栽培する予定です。市外から申請地に通作する予定です。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、これを許可することにご意見、ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 67 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

はい。議案第 67 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。4 ページからになります。

申請番号 35 番です。申請地は■■■■字■■■■番地■■外■■筆で、地目は田及び畑で、面積が 1,081 m²、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の広がる地域内にある第 1 種農地です。転用の目的は倉庫兼資材置場用地です。

申請地は市役所■■■■庁舎から■■へ約■■ km に位置し、■■■■から■■へ約■■ m 進んだ農地で、周囲は北を■■に、東は■■に、南は■■を挟んで■■に、西側は■■を挟んで■■及び■■に接しています。

利用計画についてですが、申請者は■■■■で、申請人が所有する隣接の■■■■の維持管理用のための資材用収納倉庫■■■■を設置するとともに、■■■■等の資材置場及び駐車場として利用する計画です。

申請地は砂利敷を行い整地する予定で、土砂等の流出はないものと考えられます。

また、雨水排水については自然浸透および西側の■■■■側溝へ放流しますので、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例もなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、その他、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費及び工事費の合計で■■■■円を要し、それを満たす金融機関の残高証明書の添付があり、資力はあると判断できます。

工事期間は、許可後から令和 2 年 3 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e) で、「既存の施設の拡張にあつて、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の 1/2 を超えないもの」に該当します。

申請番号 36 番です。申請地は■■■■字■■■■番地■■で、地目が畑で、面積が 1,048 m²で、申請地は市役所■■■■庁舎から■■へ約■■ km に位置する農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、■■■■の■■側から市道■■■■線に約■■ m 入り、そこから■■へ約■■ km 入った農地であります。

周囲は東及び南北を■■に、東は■■を挟んで■■に接しております。農地区分としては第 2 種農地その他の農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地であります。

申請者は■■■■で、今回、土地を取得し総面積 1,048 m²に太陽光パネル■■枚、パネル面積■■ m²、総出力■■ kW の太陽光発電施設として利用する計画であります。

整地等につきましては、現状土を整地しますので土砂の流出等はありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。雨水排水については自然浸透のほかオーバーフローについては東側の自然浸透式側溝へ放流する予定です。また、周囲に農地はなく日照・通風等に影響

を及ぼすことはありません。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は [] 円であり、事業費に見合う金額の金融機関の融資証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和2年4月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の力の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

申請番号37番です。申請地は [] 字 [] 番地 [] で、地目が畑で、面積が1,193㎡で、申請地は市役所 [] 庁舎から [] へ約 [] kmに位置する農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で [] から [] に約 [] km行き、そこから [] に約 [] m入り [] 折し、 [] に約 [] m入った農地で、周囲は北を [] に、東を [] に、西を [] に、南は [] を挟んで [] 及び [] に接しております。農地区分としては第2種農地その他の農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地であります。

申請者は [] に本社を置く太陽光発電による電力供給を行う会社で、今回、土地を取得し、総面積1,193㎡に太陽光パネル [] 枚、パネル面積 [] ㎡、総出力 [] kwの太陽光発電施設として利用する計画です。

整地等につきましては、現状土を整地しますので土砂の流出等はありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。雨水排水については自然浸透のほか、オーバーフロー分については南側の自然浸透式側溝へ放流する予定です。また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は [] 円であり、すべて自己資金によりまかなう計画で、事業費に見合う金額の金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和2年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の力の(イ)で、「申請に係る

農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

申請番号 38 番です。■■■■字■■■■番地外■■筆で、地目が畑で、面積が 1,462 m²で、申請地は市役所■■■■庁舎から■■へ約■■kmに位置する農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、■■■■■■■■■■の■■側から約■■m■■■■方面に進み、そこから■■折して■■へ約■■m入った農地で、周囲は東側、南側及び北側を■■に、西を■■■■に接しております。農地区分としては第 2 種農地その他の農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地であります。

申請者は■■■■に本社を置く太陽光発電による電力供給を行う会社で、今回、土地を取得し、総面積 1,462 m²に太陽光パネル■■■■枚、パネル面積■■■■m²、総出力■■■■kwの太陽光発電施設として利用する計画です。

整地等につきましては、現状土を整地しますので土砂の流出等はありません。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。雨水排水については自然浸透のほか、オーバーフローについては西側の自然浸透式側溝へ放流する予定です。また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は■■■■円であり、すべて自己資金によりまかなう計画で、事業費に見合う金額の金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和 2 年 5 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のカの (イ) で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。以上でございます。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思います。

最初に、申請番号 35 番につきまして田中健市推進委員からお願いします。

田中健市
推進委員

12 月 20 日の午後に事務局の方、和泉委員、私の 3 人で現地を確認しました。事務局の方の言われるとおりの何ら支障はありません。審査の程、よろしくをお願いします。

議 長

次に、申請番号 36 番及び申請番号 38 番につきまして、板井伸博推進委員

	からお願いします。
板井伸博 推進委員	申請番号 36 番、38 番につきましては、去る 12 月 21 日午後、事務局の方、友延委員、私とで現地確認を行いました。その結果、今、事務局からの説明どおり特に問題はないと思います。以上です。
議 長	次に、申請番号 37 番につきまして、近藤正敏推進委員からお願いします。
近藤正敏 推進委員	ただ今、事務局の方から説明されたとおり、提案について問題ありません。以上です。
議 長	地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これを許可することにご意見・ご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 次に、議案第 68 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 38 ページです。
事務局	議案第 68 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 それでは、集積表が 38 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 384,015 m ² 、畑の面積が 117,158 m ² の合計面積が 501,173 m ² で、利用権を設定する農家数 95 戸、利用権の設定等を受ける農家数 34 戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積 233,922 m ² 、使用貸借に係る面積 267,251 m ² です。 詳細につきましては 議案書 7 ページから記載していますのでご覧ください。 以上の農用地利用集積計画の内容は、経営面積、従事面積、従事日数などの農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。 以上、審議をよろしくお願いします。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しまし

	<p>至っているということです。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということであり、地元推進委員の近藤委員、農業委員の河野委員と12月21日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。</p> <p>続きまして、申請番号25番、所在が■■■■字■■■■番地■■■■で、地目は田で、現況は雑種地で、面積は22㎡であります。申請人は■■■■の■■■■さんで、申請事由ですが、■■■■の■■■■工事に伴い土地が収用されたが一部残地となったということであり、傾斜地でもあることから、今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということであり、地元推進委員の近藤委員、農業委員の河野委員と12月21日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思います。最初に、申請番号23番につきまして、板井伸博推進委員からお願いします。</p>
板井伸博 推進委員	<p>申請番号23番につきましては、12月21日に事務局、それと友延委員、私とで現地確認いたしました。事務局からの報告のとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>次に、申請番号24番及び申請番号25番につきまして、近藤正敏推進委員からお願いします。</p>
近藤正敏 推進委員	<p>24番と25番についても、事務局の説明したとおりです。問題ありません。以上です。</p>
議 長	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第71号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてを議題とします。事務局から説明します。</p>
事務局	<p>はい、議案第71号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」の提案の前に、その経過等につきまして私の方から説明をいたします。</p> <p>皆様ご承知のとおり、昨年は10月に県内の別府市や奈良県においても農業委員会会長が収賄容疑で逮捕されるという不祥事が相次いで発生し、農業</p>

委員会組織への市民の信頼を大きく損なうこととなりました。

いうまでもなく、行政委員会である農業委員会は、法令等の遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

本市農業委員会では、昨年第8回総会におきまして、会長から改めて綱紀粛正の訓示をいただくとともに、平成24年に本市において発生した会長選挙に伴う贈収賄事件を受け、本市農業委員会で採択された不祥事再発防止のための決議も振り返りながら、改めて綱紀保持の姿勢を図ってきたところでもあります。さらに、前回の第9回総会では、大分県農業会議の松永次長を講師に迎えての「コンプライアンス研修」も行いながら、委員の皆様方の共通認識として、改めて法令遵守の確認を行ってきたところでもあります。

こうした中、お手元の方にも配布しておりますけれども、議案第71号関連の資料がございますが、昨年11月28日に開催されました「全国農業委員会会長代表者集会」におきまして、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が満場一致で決議され、改めて、農業委員会組織としての綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたところでもあります。

本議案は、この全国集会で申し合わせ決議を受け、全国の市町村農業委員会組織としても、改めて法令遵守の姿勢を打ち出すとともに、農業委員会の委員等として、その意識を示すために申し合わせ決議を行うものであります。

それでは、議案の提案は、議席番号2番の野田委員にお願いしたいと思います。

2番：
野田委員

それでは、議案第71号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を読み上げて提案します。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の適正化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記の事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月7日 豊後高田市農業委員会

議 長

ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。
これをもちまして、令和元年度豊後高田市農業委員会第 10 回総会を閉会
します。お疲れ様でした。

午前 10 時 38 分
令和 2 年 1 月 7 日